

# ボランティア袋を利用する時の注意事項（V1）

2025-10-1 中津市クリーンプラザ（清掃管理課）

ボランティア袋を利用する上での注意事項について以下に記載します。  
ルールを守って利用する様にお願い致します。

## 1. ボランティア袋の配布条件

清掃ボランティア活動を実施する団体が、活動によって生じた「ごみ」を中津市クリーンプラザまで運搬できない等の事情により、その「ごみ」を集積所に出す必要がある場合に限り、当該団体にボランティア袋を配布します。  
清掃ボランティア活動には、集積所の清掃や海岸清掃活動を含みます。  
その他、市長が必要と認めた団体にも配布が可能です。

## 2. ボランティア袋に「家庭ごみ」で利用しないでください。

ボランティア袋には、清掃ボランティア活動で生じた「ごみ」（燃やすごみ・燃えないごみ）を入れてください。  
一般家庭で排出される「家庭ごみ」（生ごみ・プラごみ・ビン・缶・紙類等）で利用しないでください。

⇒「家庭ごみ」に利用して集積所に出された場合は、回収されない場合があります。

## 3. 余ったボランティア袋は回収してください。一般家庭への配布を禁止します。

余ったボランティア袋は、一般家庭で利用されない様に回収して、貴団体で管理してください。次回のボランティア活動で利用するか、中津市クリーンプラザに返却するかしてください。

## 4. ボランティア袋で、一つの集積所に出せる袋の数は、3袋程度としてください。

ボランティア袋で集積所に出す場合は、一つの集積所で3袋程度に抑えてください。  
多量にある場合は、複数の集積所に分けて出すか、中津市クリーンプラザまで持込みをお願いします。（ボランティア活動の場合は、減免処置が可能です）

## 5. ボランティア袋には、活動月と団体名を記載してください。⇒裏面を参照

例) ボランティア袋の下段にある所に  
10月分                      団体名 〇〇自治会

活動月、団体名の記載がない場合は、回収されない場合があります。

# (サンプル)

中津市ボランティア清掃用ごみ袋

燃やすごみ

月分

団体名

ここに、活動月、団体名を記載する。